

## 景観デザイナー派遣要領

### (趣旨)

第1 この要領は、県民及び市町村が取り組む景観育成活動を支援するため、良好な景観の育成に関し、専門的な助言等を行う者を景観デザイナー（以下「デザイナー」という。）として派遣することについて必要な事項を定めるものとする。

### (デザイナー)

第2 県は、景観整備機構や学識経験者など景観育成に関する専門的な知識及び経験を有する者を、本人の承諾を得て、デザイナーとすることができる。

### (役割)

第3 デザイナーは、県の求めに応じて、景観育成活動を行う団体や市町村等（以下「団体等」という。）に対し、景観の育成に関する専門的な助言等を行うものとする。

### (派遣申請及び決定の手続)

第4 派遣を受けようとする団体等は、景観デザイナー派遣申請書（様式第1号）を、原則として派遣希望予定日の3週間前までに県に提出するものとする。

2 県は、団体等から派遣申請を受けた場合、派遣申請の内容に応じて派遣するデザイナーを決定し、その旨を申請者及びデザイナーに通知するものとする。

### (派遣結果の報告)

第5 デザイナーの派遣を受けた団体等は、速やかに景観デザイナー派遣実績報告書（様式第2号）を県に提出するものとする。

### (謝金等の支給)

第6 デザイナーの派遣に係る謝金及び旅費は派遣を受けた団体等が負担するものとする。

### (守秘義務)

第7 デザイナーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、デザイナーを退いた後も同様とする。

### (事務)

第8 デザイナーに関する庶務は、都市・まちづくり課が行う。

### (その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成18年11月28日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

